

大和市告示第24号

大和市少年消防団運営補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年2月14日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市少年消防団運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市少年消防団団員（以下「少年消防団」という。）の健全な育成を支援するため、これを目的として設立された大和市少年消防団運営委員会の事業に対し補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、少年消防団の育成事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の額は、当該年度の予算範囲内で決定された額とする。

(補助金の申請時期)

第5条 規則第4条の規定による補助金の申請は、当該年度の4月30日までにを行うものとする。

(実績報告の提出時期)

第6条 規則第10条の規定による実績報告は、当該補助事業の完了後、速やかに行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。